

# 特別定額給付金（とくべつていがくきゅうふきん）

【誰がもらえるの？】

4月27日（月）川崎市に住んでいた人（川崎市に住民票がある人）全員

【いくらもらえるの？】

1人10万円（例）1人暮らし：自分の口座に10万円

夫婦で暮らしている：世帯主(夫)の口座に20万円

夫婦と子供2人で暮らしている：世帯主(夫)の口座に40万円

【申請方法は？】

5月下旬頃、申請書が自宅に届きます。

- ①氏名、続柄、生年月日が合っているか確認する
- ②銀行名、支店名、口座番号、口座名義人を書く
- ③口座の確認書類（例：銀行の通帳）をコピーする
- ④本人確認書類（例：身体障害者手帳、運転免許証など）をコピーする
- ⑤申請書、口座の確認書類のコピー、本人確認書類のコピーを郵送する



マイナンバーカードがある人は、パソコン等で申請できますが、難しいです。

分からない人は、申請書が届くのを待ちましょう！

マイナンバーカードを作らなくても大丈夫です。慌てないで！

## 新型コロナウイルス

川崎市では262人が新型コロナウイルスに感染し、17人が亡くなりました（5月14日現在）  
外出自粛（出かけないで家にいること）、手洗い・うがいは続けましょう！

分からないこと、心配なことがあったら川崎市聴覚障害者情報文化センターにFAXしてください。

FAX：044-798-8804 ろうあ者・難聴者相談員